

千曲市告示第93号

千曲市電子入札実施要綱を次のように定める。

令和8年8月3日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、製造の請負、物件の供給その他契約（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札において、入札参加者の手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るとともに、入札及び契約手続の透明性、公平性及び競争性を一層高めるため、電子入札を実施することに関し千曲市財務規則（平成15年千曲市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (2) 電子入札システム 電子入札に関する事務を処理する情報システムをいう。
- (3) 入札期間 入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までのことをいう。
- (4) 紙入札 書面による入札書を持参又は郵送して行う入札をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (6) 入札執行者 入札を執行する者をいう。
- (7) 入札参加者 本市が行う電子入札に参加しようとする者をいう。
- (8) 紙入札者 紙入札により電子入札に参加しようとする者をいう。

(入札の公告等)

第3条 入札執行者は、電子入札を実施するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知事項において、規則第106条に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 電子入札であること。
- (2) 入札期間に関すること。
- (3) 再度入札に関すること。

(4) その他前3号に掲げるもののほか電子入札に関し必要な事項

- 2 前項の公告等は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、その他の方法により通知を行うことができる。

(利用者登録)

第4条 入札参加者は、ＩＣカードを使用して、電子入札システムから利用者登録を行わなければならない。

- 2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(予定価格等の登録)

第5条 入札執行者は、電子入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 入札執行者は、失格基準価格を定めたときは、開札時に当該価格を予定価格とともに電子入札システムに登録するものとする。

(入札書の提出)

第6条 入札参加者は、入札期間に入札書等に必要な事項を入力し、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 前項の規定による入札書等の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。
- 3 第1項の規定により提出された入札書等の引き換え、変更又は取消しは、認めない。

(紙入札)

第7条 入札参加者は、紙入札による入札に参加することはできないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ入札執行者の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 電子入札を行うためのＩＣカードの新規取得に係る手続中又は失効若しくは破損による再取得に係る手続中のとき
- (2) プロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害により、電子入札で入札書等の提出ができないとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札執行者がやむを得ないと認めるとき

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札期間に電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札者は、紙による入札辞退届を提出することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札期間に第6条に規定する入札書等の提出が確認できなかったときは、当該入札を棄権したものとみなす。

(開札)

第9条 入札執行者は、公告等で指定した日時及び場所において開札を行うものとする。

なお、開札に当たって、立会人は不要とする。

2 紙入札者があるときは、電子入札システムに入札書記載金額及びくじ番号を登録した上で、開札を行うものとする。ただし、紙入札者から提出のあった入札書にくじ番号の記載のない場合又は判別ができない場合は、入札執行者が任意のくじ番号を登録できるものとし、紙入札者は、登録された電子くじ番号について異議を申し立てることができないものとする。

(再度入札)

第10条 入札執行者は、開札の結果、規則第113条の規定による再度入札を実施する場合は、予定価格を超過した入札参加者及び紙入札者に対し、電子入札システム、電子メール又はファクシミリにより通知するものとする。

2 当初の入札において、電子入札が次条に規定する条件により無効となった入札参加者若しくは失格となった電子入札者又は再度入札の入札書提出期限までに入札書を提出しない者（これらに準ずる紙入札者を含む。）は、再度入札に参加できないものとする。

3 再度入札の入札書を提出する場合は、工事費内訳書の添付を不要とする。

(入札の無効)

第11条 規則第112条及び入札執行者が別に定める入札規定に該当したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、その入札書は無効とする。

- (1) ICカードを不正に使用したとき。
- (2) 有効期限が切れたICカードを使用したとき。
- (3) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方で提出したとき。
- (4) 不正な手段による改ざんされた事項が認められるとき。
- (5) 電子入札書等からコンピュータウィルスが発見されたとき。

(6) 開札時までに入札参加資格を失ったものが提出したとき。

(落札者等の決定)

第12条 入札執行者は、開札の結果、落札者又は落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者に通知するものとする。ただし、紙入札者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

2 落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者又は落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第13条 入札執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札者又は落札候補者の決定を保留するものとする。

2 前項の場合において、入札執行者は落札決定を保留した旨を電子入札システムにより電子入札者に通知するものとする。ただし、紙入札者があるときその他電子入札によることができないときは、別途通知するものとする。

(障害時の対応)

第14条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電、通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により電子入札の執行が困難と判断したときは、入札書等提出期限又は、開札日時の変更又は延長、紙入札への変更、入開札の中止その他必要な措置を講ずるものとし、当該措置の実施に当たり必要となる事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、市ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(従来の要綱等との関係)

第15条 電子入札に関し、この要綱に定めのない事項については、原則として従来の紙入札に係る規則、規程、要領、心得、通知等（以下この条において「従来規則等」という。）による。

2 電子入札に関し、従来規則等の定めがこの基準と抵触する場合は、この要綱による。

3 電子入札に関し、従来規則等の様式が電子入札システムの入力様式と異なる場合は、電子入札システムの入力様式による。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、入札執行者が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行し、令和9年1月1日以降の入札公告から適用する。